

令和3年度 指定障害福祉サービス事業者等指導監査実施状況

1 指導検査

(1) 実地指導

ア 実施事業所（事業者）数
30事業所（25事業者）

イ 実施事業数
54事業

【内訳】

事業種別	実施数 (※)
居宅介護	11
重度訪問介護	10
同行援護	6
生活介護	2
就労継続支援B型	3
自立生活援助	2
地域移行支援	3
地域定着支援	3
計画相談支援	3
小計	43

事業種別	実施数 (※)
児童発達支援	2
放課後等デイサービス	8
障害児相談支援	1
小計	11

※ 1事業所において複数の事業を運営している場合、各々計上しています。

ウ 指導事項

(ア) 文書による指導数
延べ131事業（対象：54事業）

(イ) 指導事項の内容

指導事項	事業数
利用者・障害児の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備等の措置を適切に行っていないので是正すること。	40
法令に定める事項について変更の届出をしていないので是正すること。	14
基本報酬の算定が不適正なので是正すること。	11
個別支援計画の作成が不適切なので是正すること。	8

業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているので是正すること。		7
利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の揭示が不十分なので是正すること。		4
運営規程の内容が不十分なので是正すること。		3
提供した支援に係る記録が適切に保存されていないので是正すること。		3
利用定員を遵守すること。		3
非常災害対策に関する具体的な計画を策定していないので是正すること。		3
モニタリングを適正に行っていないので是正すること。		3
利用者負担上限額管理加算の算定が不適正なので是正すること。		3
その他	加算（利用者負担上限額管理加算を除く。）又は減算の算定が不適正なので是正すること。	14
	利用者に対するサービスの提供に関すること。	11
	事業所の運営に関すること。	4
合計		131

エ 改善状況（令和4年5月31日現在）

	文書指摘あり		文書指摘なし	合計
	改善済	改善中		
事業所数	25	2	3	30

(2) 集団指導

実施はありませんでした。

2 監査

実施はありませんでした。